

当日配付資料

所沢商工会議所会費及び負担金に関する規約 新旧対照表

(注) アンダーラインは変更部分

旧 条 文	新 条 文
所沢商工会議所会費及び特別会費に関する規約（昭和38年4月1日制定）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規約は、所沢商工会議所定款第17条第2項、第22条第2項及び第29条第1項の規定に基づき、会員の会費、特別会員の会費及び特定商工業者の負担金に関する事項を定めるものとする。 （会費1口の金額） 第2条 会員の会費1口の金額は、<u>年額2,500円</u>とする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費は、次のとおりとする。 (1) 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額 (2) 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1（会費負担口数等） 第3条 会員の負担する会費の口数は、別表の会費負担口数等基準表により、経営規模その他諸事情を勘案して定める。 2 前項の規定にかかわらず、役員（専務理事を除く）議員、参与の負担する会費は別表によるものとする。 （会費の減免） 第4条 天災地変その他の特別の理由があるときは、会員の申請により会頭の承認を経て、会費を減額し又は免除することができる。 （会費の納期） 第5条 会員の会費の納期は、次のとおりとする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費については、加入の月を基準とする。	所沢商工会議所会費及び特別会費に関する規約（昭和38年4月1日制定）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規約は、所沢商工会議所定款第17条第2項、第22条第2項及び第29条第1項の規定に基づき、会員の会費、特別会員の会費及び特定商工業者の負担金に関する事項を定めるものとする。 （会費1口の金額） 第2条 会員の会費1口の金額は、<u>年額3,000円</u>とする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費は、次のとおりとする。 (1) 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額 (2) 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1（会費負担口数等） 第3条 会員の負担する会費の口数は、別表の会費負担口数等基準表により、経営規模その他諸事情を勘案して定める。 2 前項の規定にかかわらず、役員（専務理事を除く）議員、参与の負担する会費は別表によるものとする。 （会費の減免） 第4条 天災地変その他の特別の理由があるときは、会員の申請により会頭の承認を経て、会費を減額し又は免除することができる。 （会費の納期） 第5条 会員の会費の納期は、次のとおりとする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費については、加入の月を基準とする。

旧 条 文	新 条 文
第 1 期 5 月 第 2 期 10 月 (会費の納入方法) 第 6 条 会員の会費は、前条の納期に年額を等分して現金又は金融機関振込及び預金口座振替で納入するものとする。ただし、特別の理由があるときは、会頭の承認を得て分納することができる。 (特別会員の会費) 第 7 条 特別会員の会費については、第 2 条から前条までの規定を準用する。 (負担金の金額) 第 8 条 特定商工業者に賦課する負担金は、年額1,000円とする。 (負担金の納期) 第 9 条 負担金の納期は毎年10月とする。 附 則 この規則は、平成 7 年10月 1 日から施行する。 附 則 この規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。	第 1 期 5 月 第 2 期 10 月 (会費の納入方法) 第 6 条 会員の会費は、前条の納期に年額を等分して現金又は金融機関振込及び預金口座振替で納入するものとする。ただし、特別の理由があるときは、会頭の承認を得て分納することができる。 (特別会員の会費) 第 7 条 特別会員の会費については、第 2 条から前条までの規定を準用する。 (負担金の金額) 第 8 条 特定商工業者に賦課する負担金は、年額1,000円とする。 (負担金の納期) 第 9 条 負担金の納期は毎年10月とする。 附 則 この規則は、平成 7 年10月 1 日から施行する。 附 則 この規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>

別表（変更なし）

会 費 負 担 口 数 等 基 準 表

○ 会費基本口数は、1 会員基本口数に、2 従業員数割口数を加えた口数とする。

1 会費基本口数

- (1) 個人会員 4 口以上
- (2) 法人会員 6 口以上

2 従業員数割口数

従業員数				口数	従業員数				口数
商業・サービス業					製造業・建設業・運輸業・その他				
0	人	～	10 人	－	0	人	～	20 人	2口以上
11	人	～	50 人	2口以上	21	人	～	100 人	5口以上
51	人	～	100 人	5口以上	101	人	～	300 人	10口以上
101	人	～		10口以上	301	人	～		

- ・ 従業員とは、当該事業所において、常時使用する常用従業員をいう。
- ・ 従業員数は、本支社（店）、営業所、出張所、工場等を問わず、本市内にて営業する店舗（工場等）に勤務する従業員をいう。

3 役員・議員・参与

役 職 名	会 費
会 頭	320口以上
副 会 頭	160口以上
監 事	60口以上
常 議 員	60口以上
議 員	40口以上
参 与	20口以上

4 大・中型店等

規 模	会 費（年 額）
501㎡以上	1 ㎡につき 100円 ×店舗面積
500㎡以下	1 ㎡につき 80円 ×店舗面積

5 金融機関

店 舗	会 費
都銀（最初の支店舗）、信託銀行	75口以上
都銀（同一店舗の一支店）、地銀・信金（最初の支店舗）	45口以上
地銀・信金（同一店舗の一支店）	30口以上